



佐賀県公報

平成17年
6月8日
(水曜日)
第12614号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則 (八五・まちづくり推進課) 一

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 一

○第三十五期佐賀県労働委員会労働者委員の欠員補充の手続 (労働課) 二

○肥料の登録 (園芸課) 四

○土地改良区の定款変更認可 (農地整備課) 四

○佐賀県公用車自動車保険契約に係る一般競争入札 (用度管財課) 四

教育委員会事項

○落札者等の公示 (公告) 五

○ " (") 六

人事委員会事項

◎佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (規則・三五) 六

◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を

改正する規則 (" ・三六) 七

公布された規則のあらまし

○租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則 (規則第八五号)

1 租税特別措置法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第一条)

第二条、第八条、様式第一号、様式第三号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月八日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第八十五号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則(平成五年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第八条中「第三十一条の二第二項第十三号」を「第三十一条の二第二項第十四号」に、「第六十二条の三第四項第十三号」を「第六十二条の三第四項第十四号」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「第31条の2第2項第13号」及び「第62条の3第4項第13号」を「第31条の2第2項第14号」及び「第62条の3第4項第14号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年7月26日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年6月8日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成17年5月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 唐津市子育て支援情報センター

(2) 代表者の氏名 岩本 剛人

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県唐津市千代田町2566番地11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、幼児、児童、青少年及びその保護者並びに法人の趣旨に賛同する人に対して、子育てに関する情報提供に関する事業を行い、子育て環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの形成と福祉の向上に寄与することを目的とする。

佐賀県労働委員会の第35期労働者委員 木塚登吉の辞任に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、補欠の労働者委員の候補者の推薦を求めることとし、推薦に係る手続きを次のように定めたので公告する。

平成17年6月8日

佐賀県知事 古川 康

1 推薦に係る提出書類

(1) 推薦書（様式）

(2) 被候補者の履歴書

(3) 佐賀県労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

(4) 推薦に係る労働組合が労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の佐賀県労働委員会の証明書

2 推薦に係る書類の提出期限

平成17年7月8日

3 推薦に係る書類の提出先

佐賀県農林水産商工本部労働課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）

様式

年 月 日

佐賀県知事 古川 康 様

労働組合名 印

代表者氏名 印

佐賀県労働委員会の労働者委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定による佐賀県労働委員会の委員の候補者の求めに応じ、労働者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 年 齢 | 現 職 | 略 歴 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |

注 1 推薦資格を有する労働者団体

佐賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものであること。

2 被推薦資格者

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格事由に該当しないものであること。

3 氏名には「ふりがな」を付けること。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次とおり肥料の登録をした。

平成17年6月8日

佐賀県知事 古川 康

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 | その他の規格 | | 登録年月日 |
|-----------|---------|------------|-------------------------------|--------------------|---------------------|----------------|
| | | | | 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 佐賀県肥第714号 | 混合有機質肥料 | 8-7混合有機質肥料 | 窒素全量 8.0% りん酸全量 7.0% | 理研農産 化工株式 会社 | 佐賀市大 財北町2 番1号 | 平成17年 5月23日 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年5月30日芦刈町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年6月8日

佐賀県知事 古川 康

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年6月8日

収支等命令者

佐賀県出納局用度管財課長 久 保 修

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約の名称 佐賀県公用車自動車保険契約
- (2) 保険申込人 佐賀県
- (3) 契約期間 平成17年7月1日午後4時から平成18年1月1日午後4時まで

(4) 対象台数 190台

(5) 保険内容 対人賠償 1000万円

対物賠償 100万円（免責金額なし）

示談交渉サービス付

2 入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第2項の損害保険業免許を受けている者又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の7第1項の共済規程の承認を受けている者
- (3) 佐賀県内に営業所及び事故処理に関するサービスセンターを有する者

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課財産担当

電話 0952-25-7192 Email: youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び問い合わせ先

ア 交付期間

平成17年6月8日（水）から6月15日（水）までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

イ 交付場所及び問い合わせ先

上記(1)の担当課

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、その提出期限までに、入札説明書に規定する一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料を、上記(1)の担当課まで持参し、競争入札参加資格の確認を

受けてください。

イ 提出期限 平成17年6月15日(水)午後5時

期限までに申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格確認のため、別途資料の提出を求めることがあります。

エ 競争入札参加資格の確認結果は、平成17年6月17日(金)までに入札者へ通知します。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年6月21日(火)午後1時30分 佐賀県庁本館1階入札室

(5) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第2項第2号の規定により免除します。

(6) 契約保証金

規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行ったものを契約の相手方とします。

イ 落札者となるべき同価格の申込みをした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(8) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、競争入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者及び規則第110条各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

(9) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限りません。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 詳細は入札説明書によります。

○ 教育委員会公報

次のとおり落札者等について公告します。

平成17年6月8日

収支等命令者

佐賀県教育委員会教育長

吉野健二

1 購入物品名及び数量

教育用コンピュータ設備七式(佐賀県立佐賀北高等学校、佐賀県立伊万里高等学校、佐賀県立鹿島高等学校、佐賀県立神埼高等学校、佐賀県立白石高等学校、佐賀県立金立養護学校及び佐賀県立中原養護学校)

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成17年4月14日

4 落札決定日 平成17年5月24日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

(2) 住所 佐賀市鍋島町大字森田902番地

6 落札金額 71,925,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県教育庁総務課財務担当

(2) 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号

次のとおり落札者等について公告します。

平成17年6月8日

収支等命令者

佐賀県教育委員会教育長 古野健二

- 1 落札に係る物品名及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ一式 691台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成17年4月13日
- 4 落札決定日 平成17年5月23日
- 5 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社学映システム 代表取締役 岡村 祐臣
(2) 住所 佐賀市鍋島町大字森田902番地
- 6 落札金額 99,645,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 佐賀県教育庁学校教育課産業教育・情報化推進担当
(2) 所在地 佐賀市城内一丁目1番59号

○ 人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

◎佐賀県人事委員会規則第三十五号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の鹿島市の本庁の市長部局(会計課を含む。)の項中「総務課参事(職員担当)」を「総務課課長補佐(職員担当に限る。)」に改め、同表の鹿島市の本庁の教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 教育次長」に改め、同表の鹿島市の出先機関のみどり園の項、給食センターの項及び図書館の項を削り、同表の鹿島市の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----|------|---------------|----------------------------|
| 小城市 | 本庁 | 議会事務局 | 事務局長 |
| | | 市長部局(会計課を含む。) | 部長 課長 総務課参事(人事、職員団体担当に限る。) |
| | | 教育委員会事務局 | 教育長 教育次長 課長 |
| | | 選挙管理委員会事務局 | 書記長 |
| | | 監査委員事務局 | 事務局長 |
| | | 農業委員会事務局 | 事務局長 |
| | 出先機関 | 福祉事務所 | 所長 |
| | | 市民病院 | 院長 副院長 事務長 総看護師長 |
| | | 小学校 | 校長 教頭 |
| | | 中学校 | 校長 教頭 |

別表の久保田町の本庁の項中

町長部局

課長

を

町長部局(出納室を含む。)

課長 出納室長

に改め、同表の久保田町の本庁の教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 教育次長」に改め、同表の小城町の項、三日月町の項、牛津町の項及び芦刈町の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第三十六号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第十七の1大学卒の五大学4卒の項中(9)を(8)とし、(17)を(8)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、

(4) 大学評価・学位授与機構(旧学位授与機構を含む。)からの学士の学位の取得

(5) 独立行政法人大学評価・学位授与機構(旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。)からの学士の学位の取得

取得

に改め、

(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 国立看護大学校看護学部卒業

別表第十七中1大学卒の五大学4卒の項を1大学卒の六大学4卒の項とし、1大学卒の四大学専攻科卒の項を1大学卒の五大学専攻科卒の項とし、1大学卒の三大学6卒の項を1大学卒の四大学6卒の項とし、1大学卒の二修士課程修了の項の次に次のように加える。

| | |
|------------------------|-----------------------|
| 三 専門職学 位課程修了 の修了 | 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程 |
|------------------------|-----------------------|

別表第十七の2短大卒の二短大2卒の項の(1)中「(旧海技大学校を含む。)海技士卒(」を「海上技術系(独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士卒を含むものとし、」に改め、同表の3高校卒の二高校卒の項中(3)を次のように改める。

(3) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験の合格(旧大学入学資格検定規程による大学入学資格検定の合格を含む。)

別表第十九の修士課程修了の項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 専門職学位課程終了 | 18年 | +2年 | +4年 | +6年 | +9年 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|

別表第二十一の備考1中「警察学校の初任総合科の卒業生」や「警察における採用時教養の修了者」に定める。

別表第二十六の教諭養護教諭の項及び別表第二十七の教諭養護教諭の項中

「修士課程修了」を「修士課程修了
を
専門職学位課程修了」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年六月八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷